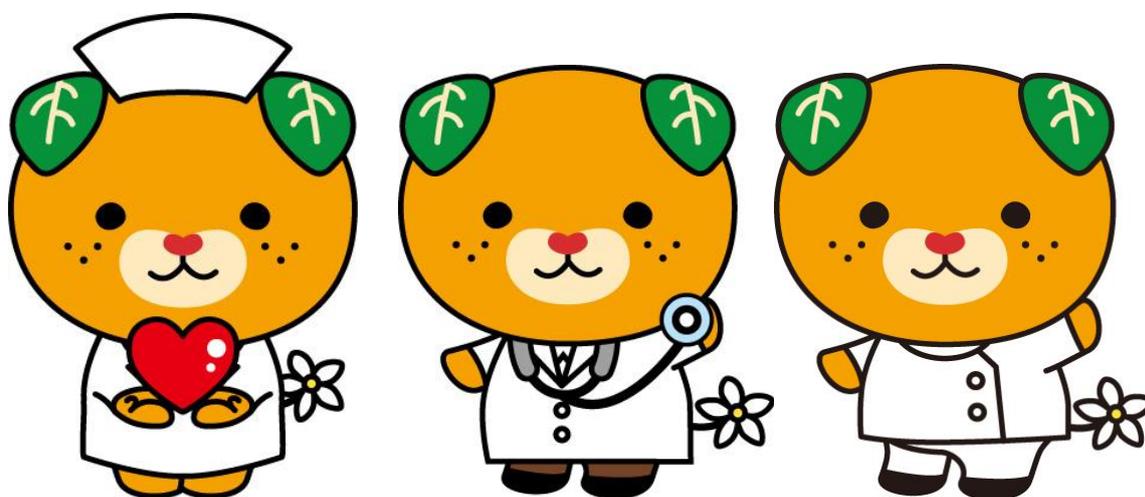


一部抜粋

# 愛媛県地域医療構想

～2025年、県民安心の愛媛医療～



愛 媛 県

## 【目次】

はじめに	1
<u>第1章 基本的事項</u>	
1 地域医療構想の性格	2
2 目標年次	3
3 基本理念	3
<u>第2章 構想区域の設定と必要病床数等</u>	
1 構想区域の設定	5
2 圏域別人口（推計人口含む。）	7
3 2025年における医療需要の推計	9
4 2025年における必要病床数推計値	11
<u>第3章 地域医療構想の実現に向けて</u>	
1 病床機能報告制度	12
2 実現に向けた取組方針	15
<u>第4章 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策</u>	
全県	19
宇摩構想区域	22
新居浜・西条構想区域	26
今治構想区域	30
松山構想区域	34
八幡浜・大洲構想区域	39
宇和島構想区域	42
<u>第5章 資料編</u>	
1 推計人口	46
2 病床機能報告制度一覧表	58
3 策定体制	68
4 策定経緯	76
5 用語	77

## 第4章 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策

### 全県

#### (1) 現状

- ・全県的に人口減少・高齢化が急速に進展しており、医療従事者の高齢化も顕著になっています。
- ・各構想区域で病床機能の偏りが生じており、すべての病床機能において構想区域内で完結できる状況にはありません。
- ・近年、全県的には医師数は微増となっていますが、地域間や診療科間の偏在が著しい状況にあります。
- ・看護師等の医療従事者の離職率が高く、復職が進まない状況にあります。
- ・救命救急センターや高度救命救急センター、がん診療連携拠点病院、総合・地域周産期母子医療センター等へ、疾患や機能によっては、全県的な視点で集約化が図られています。

#### (2) 2025年の医療提供体制等

- ・構想区域ごとに病床の機能の分化・連携を推進するとともに、広域救急連携など、本県の特性を踏まえた全県的な連携の一層の促進を図り、バランスのとれた医療提供体制を実現します。
- ・可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境を整備します。
- ・県民の誰もが適切な医療を受診でき、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、医療従事者を確保・養成します。

#### (3) 課題

- ・医療機能に偏りがあることから、不足する医療機能については充実させる必要があります。
- ・全県的に見たときに生じている医療資源の偏在に対しては、適切なバランスの下、資源の再配分と高度化・集約化が図られる必要があります。
- ・医療従事者が安心してキャリア形成しながら地域医療に従事できる環境を整備する必要があります。
- ・県内の地域医療に必要な医療従事者を確保するとともに、県内定着を促進しなければなりません。
- ・限られた医療資源の中で、医療機関ごとの役割分担や構想区域ごとの医療提供体制を明確化することで、医療資源の有効活用と医療機関・構想区域間の連携強化を図る必要があります。
- ・各地域の医療提供体制の維持・確保のためには、受診行動に必要な情報を地域住民が適切に理解していることが求められます。

- ・連携体制が十分とは言えないことから、疾患ごと・機能ごとに必要な連携体制の整備が急務となっています。
- ・県内のどこにいても、地域住民の身近に安心して医療等が受けられる環境を整備する必要があります。
- ・医療従事者が、生涯を通じてやりがいを持って働き続けることができる環境が必要です。

#### (4) 施策概要

推進戦略会議及び各構想区域における調整会議の開催等を通じて、将来あるべき医療提供体制を実現します。

##### I 病床の機能の分化及び連携の推進

効果（目的）	目的達成のための手段（施策）
不足する医療機能を、構想区域内に創出するための機能分化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能の転換に必要な施設・設備の整備</li> <li>・不足する医療機能に特化した、専門医療人材の確保</li> <li>・地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成・活用</li> </ul>
不足する医療機能を、構想区域内外で相互補完するための連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した地域ネットワーク基盤の整備</li> <li>・地域医療情報ネットワークの活用</li> <li>・へき地医療拠点病院等の機能発揮</li> <li>・医科歯科連携による入院患者の口腔健康管理等</li> <li>・交通弱者の患者への移動手手段の提供</li> </ul>

##### II 在宅医療の充実

効果（目的）	目的達成のための手段（施策）
入院患者の在宅医療への円滑な移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの育成確保</li> <li>・入院患者への相談体制の整備</li> <li>・多職種の関係機関における連携体制の整備</li> <li>・入退院支援ツールの作成提供</li> </ul>
在宅医療を支える医療環境等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療を支える医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の確保</li> <li>・訪問看護の質の均てん化など、医療人材への研修等の実施</li> <li>・訪問看護、訪問服薬指導、訪問歯科診療等</li> <li>・医療機関における急変時受入体制の整備</li> <li>・2人主治医制度やバックベッドの確保</li> <li>・在宅医療・歯科医療支援拠点の整備・運営</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>
在宅療養者及びその家族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に係る情報提供、相談体制の整備</li> <li>・看取りができる体制の整備</li> <li>・ＱＯＬをサポートする相談体制の整備</li> </ul>

### III 医療従事者の確保・養成

効果（目的）	目的達成のための手段（施策）
地域ニーズに応える医療人材の確保（離職防止、定着支援を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度等を通じた医療人材の養成確保</li> <li>・求人活動の展開</li> <li>・拠点病院等からの医師派遣</li> <li>・医療人材養成機関の施設・設備の整備や運営の支援</li> <li>・女性医療人材等への離職防止支援策の実施</li> <li>・離職している医療人材への復職支援</li> <li>・医療勤務環境改善支援センターの設置運営</li> </ul>
医療人材に係るＱＯＬの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の勤務環境等の改善支援</li> <li>・院内保育所の整備運営支援</li> <li>・スキルアップ支援、キャリア形成支援につながる教育研修機会の提供</li> <li>・患者を適切な受療行動に導くための情報提供</li> </ul>
医療人材の偏在是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内医療従事者不足状況の把握</li> <li>・奨学金制度を活用した医師等の適正配置</li> <li>・地域ニーズに応えられる医師等の養成</li> <li>・救急医療機関等への診療支援、運営支援</li> </ul>

## 八幡浜・大洲構想区域

### (1) 現状

- ・病床機能報告制度一覧表（2014年7月1日現在）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	合計
病床数	0床	927床	203床	602床	97床	1,829床

（許可病床による集計）

- ・県内でも特に人口減少・高齢化が進んでおり、医療従事者の高齢化も顕著になっています。
- ・医師だけでなく、看護師・薬剤師等医療従事者の確保が困難となっています。
- ・区域面積が広く、医療機関が偏在しており、住民の受診が容易でない地域があります。
- ・在宅医療に対応している医療機関は限られています。
- ・病床機能報告によると高度急性期と回復期が大幅に不足しています。また、急性期病床は過剰となっていますが、十分機能しているとは言い難い状況です。
- ・区域内の二次救急は、一部に受入休止日があるなど、医療体制の維持は困難な状況です。
- ・小児救急医療については、区域内の開業医が休日に在宅で当番を実施していますが、医師の高齢化等からその体制維持は困難な状況です。

### (2) 2025年の必要病床数、2025年の医療提供体制等

- ・機能別必要病床数一覧表

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	在宅等
必要病床数	59床	486床	693床	443床	2,680人/日

- ・八幡浜・大洲構想区域では、地域住民が、将来的に安定して必要とする医療を受けることができるよう、病床の機能の分化・連携を推進し、バランスのとれた医療提供体制を実現します。

### (3) 課題

- ・医療機能に偏りがあることから、不足する医療機能について充実させる必要があります。
- ・病床機能報告では過剰となっている急性期病床について、その機能を十分に発揮できるようにする必要があります。
- ・限られた医療資源の有効活用のため、区域内医療機関の連携体制の整備が急務となっています。
- ・在宅医療を推進するため、医療機関だけでなく、関係機関を含めた連携体制を構築する必要があります。
- ・各医療機関が必要な医療従事者を確保するとともに、医療従事者各人が生涯を通じて働き続けることができる環境が必要です。

- ・医療機関が偏在しているため、疾病によっては、住民の受診に対する支援が必要です。
- ・救急医療体制を維持するための人材確保が必要です。

#### (4) 施策の方向

県は、区域内の関係者が情報を共有し、円滑な連携体制の構築を進めるため、調整会議等を開催します。

各医療機関、関係団体、県及び市町は、連携してそれぞれの役割に応じて下記の施策に取り組み、または支援することとします。

##### I 病床の機能の分化及び連携の推進

- ・各医療機関は、病床の機能の分化及び連携を促進するため、病床機能の転換等に必要な施設・設備の整備に取り組みます。
- ・各医療機関は、医療機関等の円滑な連携を図るため、ICTを活用した地域ネットワーク基盤の整備に取り組みます。
- ・関係医療機関は、救急医療の推進等、地域で求められている医療の構築に必要な機器等の整備に取り組みます。
- ・関係医療機関や関係団体は、入院患者の口腔健康管理（口腔機能管理、口腔衛生管理、口腔ケアを含む。）等を実施するための在宅歯科医療連携室と連携できる体制整備に取り組みます。

##### II 在宅医療の充実

- ・地域住民が居宅等において安心して医療を受けることができるよう、各医療機関や関係団体は、在宅医療等に必要な人材の確保や多職種の連携体制を構築します。
- ・各医療機関は、入院患者がスムーズに在宅医療等に移行できるよう、施設整備を行い、相談等の体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を構築します。
- ・在宅医療等を受けている患者の急変時に備え、関係医療機関は、受入体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を構築します。
- ・各医療機関は、在宅医療等を受けている患者を支援するための機器等を整備するとともに、外来受診の必要な交通弱者の支援体制を確立します。
- ・在宅療養者、施設入所者等の口腔健康管理を推進するため、関係機関との連携や受診相談等を行う「在宅歯科医療連携室」を設置します。
- ・県や市町、関係団体は、地域住民が安心して居宅等において医療が受けられるよう、各種制度や支援体制などを周知するとともに、相談体制を整備します。

##### III 医療従事者の確保・養成

- ・関係団体は、各医療機関と協力して、地域に必要な医療の確保を目的とした、診療支援体制を構築します。
- ・県及び関係団体は、医療従事者の負担軽減による離職防止を図るため、医療機関の勤務環境の改善支援や医療従事者等の確保支援に努めます。

- ・ 県及び関係機関は、救急医療体制を維持・確保するため、関係機関の連携を強化するとともに、必要な人材の確保等に取り組みます。
- ・ 県や関係団体が連携しながら、医療従事者の質の向上や地域への定着を促進するため、各種研修会やセミナー等の開催など学習環境の整備に取り組みます。
- ・ 県や市町、関係団体は、地域住民の適切な受診行動を促進するため、適切に情報を公表するとともに、普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯科診療者の派遣や歯科医療従事者に対する研修会を開催するなど、人材育成や確保に努めます。